

「振り込め詐欺」等にご注意ください！

このような金融犯罪が発生しています。

① オレオレ詐欺

電話により家族や弁護士、警察官を名乗り、交通事故の示談金や借金返済などが必要であると偽って、お金を預金口座に振り込ませお金をだまし取る犯罪。

② 融資保証金詐欺

融資を勧誘する旨の文書を送付するなどし、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目にお金を預金口座に振り込ませお金をだまし取る犯罪。

③ 還付金詐欺

税務署などをかたり、税金の還付金等に必要手続きを装いATMを操作させて、お金を預金口座に振り込ませお金をだまし取る犯罪。

振り込め詐欺等の犯罪被害金を当組合の口座に振り込みされた方は、下記までご連絡ください。

電話番号	富山県信用組合 経営管理部 0763-33-3351
受付時間	月曜日～金曜日9:00～17:00 (祝日と年末・年始を除く)

・略称「振り込め詐欺救済法」(正式名称:「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払いに関する法律」)が平成20年6月21日に施行されました。

・この法律は、被害者救済の観点から、振り込め詐欺等の犯罪により、現在金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、引きだされずに残っている資金を被害に遭われた方々に返還するための手続きとルールを定めたものです。

・資金返還の対象となる口座は[預金保険機構のホームページ](#)で公告されます。

・振り込め詐欺の被害にあったとき、お心当たりがあるときは、振込先の金融機関に速やかにご連絡ください。